

Ⅱ. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究
—諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性—」

障害者にかかる計画の位置づけ

勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長）

研究要旨

本研究の目的は、障害者権利条約（以下権利条約と呼ぶ）にて明記された事項のうち、特に地域における自立した生活の保障は、どのように具体化が可能かを検討することである。権利条約の第 19 条「自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン」においては、障害をもつ者も他の者と平等に地域生活を送る権利を有し、条約の締結国は地域社会への完全参加を保障することが規定された。障害をもつ者が地域で生活するためには様々な支援がなければならない。ここでは、我が国においてすでに実施されている障害者政策をめぐる計画の策定が、自立した生活の実現に果たす役割について考察した。

特に、障害者基本法のもと、障害者計画（プラン）が各地方公共団体で策定されてきたが、その計画と、障害者自立支援法によって策定が義務化された「障害福祉計画」との関係について考察した。

A. 研究目的

本稿の目的は、障害者権利条約（以下権利条約と呼ぶ）にて明記された事項のうち、特に地域における自立した生活の保障は、どのように具体化が可能かを検討することである。権利条約の第 19 条「自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン」においては、障害をもつ者も他の者と平等に地域生活を送る権利を有し、条約の締結国は地域社会への完全参加を保障することが規定された。障害をもつ者が地域で生活するためには様々な支援がなければならない。ここでは、我が国においてすでに実施されている障害者政策をめぐる計画の策定が、自立した生活の実現に果たす役割につい

て考察する。権利条約の締結と障害者基本法の関係については内閣府障害者施策推進本部の検討を紹介する。

B. 研究方法

文献や官公庁のインターネット上で入手できる文献及び資料のサーベイを基本とし、事前実地ヒヤリングとして 9 月に滋賀県庁と湖南市役所を訪問した。

（倫理面への配慮）

特になし。（非該当）

C. 研究成果と考察

障害者にかかる計画としては、内閣府が障害者基本法の枠組みの中で進

めているものと、厚生労働省が障害者自立支援法の枠組みの中ですすめているものがある。前者は障害者計画とよばれ、後者は障害福祉計画とよばれている。両者にはそれぞれ、都道府県及び政令指定都市レベルと市町村レベルの計画がある。

実施されるにいたった時間的な経緯からすると、内閣府の方が早く、厚生労働省の方が後と考えられる。厚生労働省の障害福祉計画は、支援費導入以降のサービス需要の激増に端を発した「必要」によって提案されている。

D. 結論

障害福祉計画の策定にあたって、障害者計画の実施計画として厚生労働省は位置づけているが、平成 16 年精神保健「精神保健医療福祉の改革ビジョン」「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策に影響を受けていることは確かである。そして、精神保健医療施策は、都道府県や市町村とは違い、これまで国が直営でおこなってきた部分が多い分野である。その結果、施設から居宅（地域）への目標は、地方公共団体にとっては経験の少ない政策へのチャレンジを意味する。

地方公共団体において、財政予算制約のなかで複数の計画を個別のものとして実行していくのは難しい。しかし、それぞれの計画の位置づけが、根拠となる法律の違いによって微妙にことになっている実情から、調整に困難をきたすことも考えられる。

E. 研究の政策的含意

社会福祉構造改革からさまざまな福祉行政が地方公共団体の事務として移譲された。障害者福祉についても、支

援費制度の導入とその後の障害者自立支援法の施行は、一連の福祉行政を地方公共団体の主体的な政策へと変化させることが期待されていた。しかし、計画策定や数値目標は、自立支援法以前より、単独事業として障害者の福祉サービス（居宅サービス等）を担っていた地方公共団体にどのような変化をもたらしたのだろうか。

平成 21 年度においては、全国の地方公共団体へアンケート調査を実施し、計画と数量設定、福祉サービスの供給などについて、どのような効果があったのかを調べる。

障害者権利条約の保障する生活の自律の実現のために、どのようなことが地方公共団体にとって課題となっているのかを明らかにする足がかりとした。

障害者権利条約では、第 33 条国内における実施及び監視、において、締結国が自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取扱う 1 又は 2 以上の中央連絡先を政府内に指定すること、とされている。さまざまな規模の地方公共団体が、それぞれに整備した計画をいかに全体の事後評価に結びつけていくかが今後の課題となるだろう。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

障害者にかかる計画の位置づけ

勝又 幸子

1. はじめに

本稿の目的は、障害者権利条約（以下権利条約と呼ぶ）にて明記された事項のうち、特に地域における自立した生活の保障は、どのように具体化が可能かを検討することである。権利条約の第 19 条「自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン」¹においては、障害をもつ者も他の者と平等に地域生活を送る権利を有し、条約の締結国は地域社会への完全参加を保障することが規定された。障害をもつ者が地域で生活するためには様々な支援がなければならない。ここでは、我が国においてすでに実施されている障害者政策をめぐる計画の策定が、自立した生活の実現に果たす役割について考察する。権利条約の締結と障害者基本法の関係については、後述の内閣府障害者施策推進本部の検討を紹介する。

障害者権利条約では、第 33 条国内における実施及び監視、において、締結国が自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取扱う 1 又は 2 以上の中央連絡先を政府内に指定すること、とされている。

日本における政策の縦割り行政の弊害については、障害者政策も例外ではない。計画という政策のツールひとつをとっても、内閣府と厚生労働省、都道府県と市町村など、主体となるところの違いが計画に与える影響は少なくない。それぞれの計画について、なにがどのように違うのか、そもそも違うことに意味はあるのか、「計画」をたてて政策を実施していくという方法に焦点をあてて検討したい。

2. 障害者にかかる計画の現状

障害者にかかる計画としては、内閣府が障害者基本法の枠組みの中で進めているものと、厚生労働省が障害者自立支援法の枠組みの中ですすめているものがある。前者は『障害者計画』とよばれ、後者は『障害福祉計画』とよばれている。両者にはそれぞれ、都道府県及び政令指定都市レベルと市町村レベルの計画がある。『障害者計画』はそれぞれの地方公共団体により独自の呼び名がある。【章末別表参考】

計画の実施されるにいたった歴史的な経緯からすると、内閣府の方が前で、厚生労働省の方が後と考えられる。厚生労働省の障害福祉計画は、支援費導入以降のサービス需要の激増に端を発し、サービスの量を適正に整備する「必要」によって提案されたといえよう。

障害者基本法に基づく計画等（すなわち障害者計画）との関係については、厚生労働

¹ 川島、長瀬仮訳（2008）による。日本政府仮訳においては第 19 条自立した生活及び地域社会に受け入れられること、となっている。

働省の資料によると、以下のようになっている。²

○ 市町村障害福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。第88条第4項

○ 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。第89条第3項

○ 都道府県障害福祉計画は、医療法に基づく医療計画と相まって、精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。第89条第4項

言い換えれば、障害福祉計画は市町村・都道府県の両方のレベルで、障害者計画の下部計画のひとつに位置付けられているということである。

ただし、障害福祉計画に特徴的なのは、精神障害者の脱施設（病院）の計画が含まれるところから「医療計画」が関係していることが特殊である。

（１）障害者計画の状況

平成20年12月内閣府障害者施策推進本部の下部組織としての障害者施策推進課長会議は平成16年6月障害者基本法の一部を改正する法律の附則に基づき、5年経過の検討を実施した結果を公表した。

結果の報告では、平成19年度末現在に障害者計画の策定状況については、すべての都道府県及び指定都市において、全1,799市区町村（指定都市を除く。）のうち1,736市区町村（96.5%）において、障害者計画を策定済みとなっている。また、1,399市区町村（83.9%）においてニーズ調査を、1,077市区町村（64.6%）において障害当事者からのヒヤリングを、1,227市区町村（73.6%）において住民参加を実施との結果が報告されている。³障害者計画の策定がほぼ全部の地方公共団体にて実施されていること、また法がさだめている「地方障害者施策推進協議会」の関与も担保されているという結果はおおむね政府の目標を達しているように思える。

別の内閣府の直近の調査（平成19年度）によると46都道府県及び15政令指定都市における基本計画及び実施計画の策定期間は、年度末（3月）に集中していることがわかる。⁴そしてほとんどの計画で数値目標が設定されている。都道府県・政令指定都市レベルでは、基本計画と実施計画を別途たてているところとひとつにしているところがあるが、全体として10年（30自治体）と5年（25自治体）が最も多くなっている。政令指定都市は都道府県より5年計画のところが多く、25自治体の内10自治体が政令指定都市である。一方3年計画の都道府県が5、政令指定都市が3あった。計画の策定が3月に集中していることは、行政上、予算と連動させた目標値を設定し

² <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou02/8.html>

³ 障害者施策の在り方についての検討結果について（平成20年12月26日）障害者施策推進課長会議

⁴ 内閣府まとめ（平成19年度）地方公共団体の取り組み（ホームページ）より筆者作成

やすいなどの利点があるだろう。一方で「障害福祉計画」が3年サイクルで動いていくなか、障害者計画が偶数年でより長期計画をたてていることの整合性が取りにくいことも考えられる。

図表1 障害者基本法の実施状況（章末参照）

内閣府の調査結果によると、数値目標を入れているところは平成19年度当時全体（都道府県と政令指定都市）の約8割だったが、どのような分野に数値目標をいれているかについては図表3のように、もっとも多くは生活環境と雇用・就業である。しかし、市町村になると、計画があっても数値目標をあげる地方公共団体は少ない。

図表3 数値目標を設定した施策の分野

	啓発・広報	生活支援 (障害福祉 計画除く)	生活環境	教育・育成	雇用・就業	保健・医療	情報・コ ミュニケー ション	国際協力	その他
都道府県計	14 29.80%	18 38.30%	32 68.10%	26 55.30%	33 70.20%	25 53.20%	23 48.90%	2 4.30%	1 2.10%
指定都市計	3 20.00%	8 53.30%	7 46.70%	6 40.00%	9 60.00%	3 20.00%	5 33.30%	0 0.00%	1 6.70%
合計	17 27.40%	26 41.90%	39 62.90%	32 51.60%	42 67.70%	28 45.20%	28 45.20%	2 3.20%	2 3.20%
計画がある 市区町村	99 5.90%	109 6.50%	173 10.40%	136 8.20%	262 15.70%	158 9.50%	175 10.50%	5 0.30%	18 1.10%

また、図表4のように、都道府県と市町村の計画策定に関する援助関係は個別的な指導と連絡会議における指導が7割であり、連携はなされていると考えられる。

図表4 都道府県の市区町村への計画策定支援

都道府県	支援の実施状況			
	市区町村 に対する 財政支援	マニュアル の提示	市区町村 に対する 個別的な	連絡会議 における 指導
合計	0 0%	3 6.40%	33 70.20%	32 68.10%

図表5は、地方障害者施策推進協議会への障害当事者の参加割合をしめしている。都道府県が最も多く19.1%、市町村は少なく13.6%である。障害種別では圧倒的に身体障害者割合が多い。

図表5 地方障害者施策推進協議会の設置状況（障害当事者の参加）

合計	うち障害のある委員の構成比(%)				
	障害種別ごとの構成比				
	平均	身体	知的	精神	その他の 障害
都道府県	19.10%	78.20%	10.90%	10.90%	0.00%
指定都市	17.60%	81.80%	7.70%	10.00%	0.50%
市町村	13.60%	91.50%	3.90%	4.10%	0.50%

参考：直接計画には関係しないことだが、本研究テーマの障害者権利条約における「合理的配慮」に関係するところなので、以下に引用しておく。障害者施策推進課長会議の検討は次の3点を明らかにすることを目的とされた。①これまでの障害者施策が障害者基本法の趣旨及び規定どおりに実施されてきたか。特に、障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び重点施策実施5か年計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づく施策は計画どおり実施されてきたか。②施策の実施状況を踏まえ、障害者施策にはどのような課題があるか。また、どのような措置が必要となるか。③障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に際して、障害者基本法に關しどのような措置が必要となるか。である。特にここで、③については、以下のような取りまとめがされた。

障害者権利条約においては、障害を理由とする差別の定義として「合理的配慮の否定」という新たな概念を含むことが規定されるとともに、障害のある人等の関与・参加の下、条約の実施の促進、保護、管氏を行う枠組み等を設けることを求めている。

一方障害者基本法においては、障害を理由とする差別の禁止にかかる基本的理念、国・地方公共団体及び国民の責務等が規定されている。当会議においては、障害者権利条約の締結に際し、障害者基本法について、どのような措置が必要となるか検討し、その結果、同条約の締結に際し必要と考えられる改正事項を以下のとおり整理した。

①差別の定義を新たに設け、差別について典型的に記載する。

②①の定義においては、「合理的配慮の否定」が差別に含まれることを明記する。

一方厚生労働省の障害福祉計画は、平成18年度より施行された障害者自立支援法(第88条)に基づいて障害福祉計画(障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画)を自治体が作成することが義務付けたことで作成されたものである。

しかしこれ以前にも、さかのぼること平成4年、障害者基本法第9条⁵により障害者計画を立てることが定められており、さまざまな場面で地方自治体は「計画」を作成してきた。これが、内閣府がすすめている計画である。障害者計画策定の意義としては、国、都道府県、市町村のそれぞれの役割・責任分担に配慮し、また、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それぞ

⁵ (障害者基本計画等)

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

れが主体的に計画を策定することを要請している。⁶

③基本的理念として規定された差別の禁止について、②を踏まえたものとする。

④国及び地方公共団体の責務として規定された差別の防止について、②を踏まえたものとする。

⑤国民の理解のために、①及び②において定義された差別に該当するおそれのある事例を国が収集し、公表することとする。

⑥国民の責務における差別防止の努力について、②を踏まえたものとする。

⑦中央障害者施策推進協議会について、障害者基本計画の作成及び変更の際の意見聴取に加えて、障害者施策に関する調査審議、意見具申及び施策の実施状況の監視等の所掌事務を追加する。

⑧中央障害者施策推進協議会について、関係行政機関に対する資料提出等の協力の要請ができることとする。

上記については、障害者基本法の改定を経て、障害者計画の実施計画において今後影響を与えるものと考えられる。

(2) 障害福祉計画の状況

障害者自立支援法の施行の平成 18 年に第 1 期障害福祉計画の策定が以下のように義務付けられた。

○ 障害福祉計画は、3 年を 1 期とする。

○ 第 1 期については、平成 18 年度中に計画を作成し、平成 19 年度にはすべての地方自治体において、計画期間が始まることとする。

○ 第 1 期の計画期間は、平成 20 年度までとする。(第 2 期以降は平成 21 年度から始まり、3 年を 1 期とする)

「障害福祉計画に係る数値目標等の全国集計結果」によると福祉施設から地域生活へ福祉施設から一般就労への移行等をうたった障害者自立支援法を促進するために、各都道府県から提出された障害福祉計画のサービス需要推計をもとに、全国でのサービス見込額などを出している。

福祉施設から地域生活への移行については、現行で 14.6 万人いる施設入所者を、目標値としては平成 19 年 7 月末時点で 1.9 万人(13.2%)地域生活移行者としてグループホームやケアホーム等へ地域移行する。平成 23 年度末段階で 1.1 万人削減することを目指している。

退院可能精神障害者の退院から平成 23 年度末までに 3.7 万人を減少させることを目標値としている。

福祉施設から一般就労への移行については、現在年間 0.2 万人が福祉施設を退所して、一般就労しているという実績から、平成 23 年度末までには 0.9 万人の一般就労移行者を見込んでいる。

(3) 2つの計画『障害者計画』vs『障害福祉計画』の関係

⁶ 内閣府障害者対策推進本部「市町村障害者計画策定指針」(平成 7 年 5 月)

図表 2 で障害者福祉に係る計画等の変遷についてまとめた。1982 年（昭和 57 年）「国連障害者の十年」の国内行動計画に始まった計画は、2003 年（平成 15 年）障害者福祉サービスの供給体制が措置制度から契約制度に変更になり、地方自治体が行政主体となった時を境として具体的計画として位置づけが変わった。

図表 2 障害者政策の変遷 計画と法及び制度改正のながれ（章末参照）

前述のように、障害福祉計画の策定にあたって、障害者計画の実施計画として厚生労働省は位置づけているが、平成 16 年精神保健「精神保健医療福祉の改革ビジョン」「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策に影響を受けていることは確かである。そして、精神保健医療施策は、都道府県や市町村とは違い、これまで国が直営でおこなってきた部分が多い分野である。その結果、施設から居宅（地域）への目標は、地方公共団体にとっては経験の少ない政策へのチャレンジを意味する。

3. 滋賀県における状況（1）

本研究では滋賀県庁と滋賀県内の湖南市役所において 9 月 12 日にヒヤリング調査を実施した。

滋賀県の場合、『障害者福祉しがプラン～地域で暮らし、働き、活動することの実現～』の中に 2 つの計画『障害者計画』『障害福祉計画』がそれぞれ、「基礎構想」と「実施計画」に位置付けられている。

滋賀県では 7 つの福祉圏域に分けて広域調査機能を働かせた福祉サービスの実施を行っていた。

県庁において、市町村の障害者プラン（湖南市役所の障害者計画）と障害福祉計画との関係について尋ねたところ、以下のような答えがあった。

●障害者プランと障害福祉計画の整合性について

国際障害者年 10 年を契機とし、就労支援、所得保障、個別サービスなど、日本における障害者関連施策の基本法として制定された障害者基本法は、施行後 5 年 2004 年改正により、自立への努力義務が削除され、一般就労による自立と地域における社会的自立が権利として認められるようになりました。しかし、三障害の福祉サービスの統合を目的にした障害者自立支援法では、この就労による自立と社会的自立が義務として位置づけられています。これは、1 例ですが、このように立法の趣旨も法が網羅する範囲も異なるふたつの法律に基づいた障害者プランと障害福祉計画の接点と関連性については、行政当局にも、事業所にも、障害当事者にも混乱と戸惑いがあるかとおもいます。

各計画の評価方法の特徴はなにか。という質問をしたところ以下のような答えがあった。

●社会福祉法制度を契機として策定された地域福祉計画においては、計画の目標および評価方法として、数量的な達成度以上に質的な基準の整備が求められていると思います。この趣旨は障害者プランにおいても、障害福祉計画においても同様であると考

えます。

滋賀県は域内の市町村（及び福祉圏域）に、平成 18 年度障害福祉計画の策定が求められた時に県庁より専門家が出向した。その結果、県と市の間に計画上の認識が共有されやすかったことがわかった。

4. 滋賀県における状況（2）

滋賀県においては、就労支援のために「滋賀県就労収入向上実践計画」（平成 20 年 3 月 滋賀県健康福祉部障害者自立支援課）を策定している。この位置づけは、「障害者福祉しがプラン」を具体的に推進するための実践計画と位置づけられている。期間は国の「工賃倍増 5 カ年計画」の実施期間にあわせ、平成 19 年度から 23 年度までの 5 カ年である。また、この期間は「障害者福祉しがプラン」における「基本構想」計画期間と重なるようになっている。

滋賀県はこの計画以前にも共同作業所や施設で働く障害者の就労収入を向上させるための取り組みをやってきており、それらとこの計画は連続するものである。

滋賀県における就労収入の現状は、平成 18 年度に県独自の実態調査を、平成 19 年度には「工賃倍増 5 カ年計画」に基づく工賃（賃金）月額実態調査をおこないの成果を得ている。

○認可の通所施設の平均月額収入は約 15,400 円。

★認可施設（平成 17 年度年間平均月額）

（円）	平均月額収入
身体障害者通所授産施設	24,344
知的障害者通所授産施設	14,620
精神障害者通所授産施設	11,419
平均額	15,424

○共同作業所は、平成 12 年度から専門機能を強化した機能強化型共同作業所の整備をすすめてきたことや、平成 17 年度からは、社会的事業所制度の創設により、月額収入に開きがでています。

★共同作業所・社会的事業所（平成 18 年 4 月期分）

（円）	月額収入
社会的事業所	105,202
共同作業所（事業所型）	70,267
共同作業所（従来型）	11,725
作業所（創作・軽作業型）	5,713
精神障害者共同作業所	8,609

目標就労収入

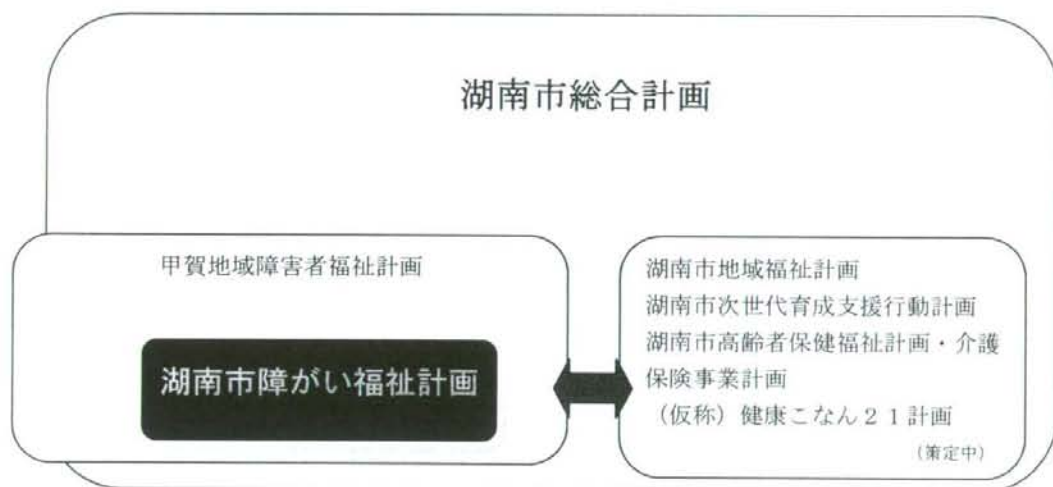
一人当たりの平均就労収入月額を約 15,000 円から 約 30,000 円へ引き上げ

ることを目標。

5. 湖南省における障がい福祉計画と他の計画との関係

滋賀県は、県庁の福祉部局が県内の市町村に出向者を送りだすことによって 域内の地方公共団体を側面から援助している。その意味で、湖南省障がい福祉計画から県や市のほかの計画と障がい福祉計画との関係を知ることができる

湖南省の他の計画との関係

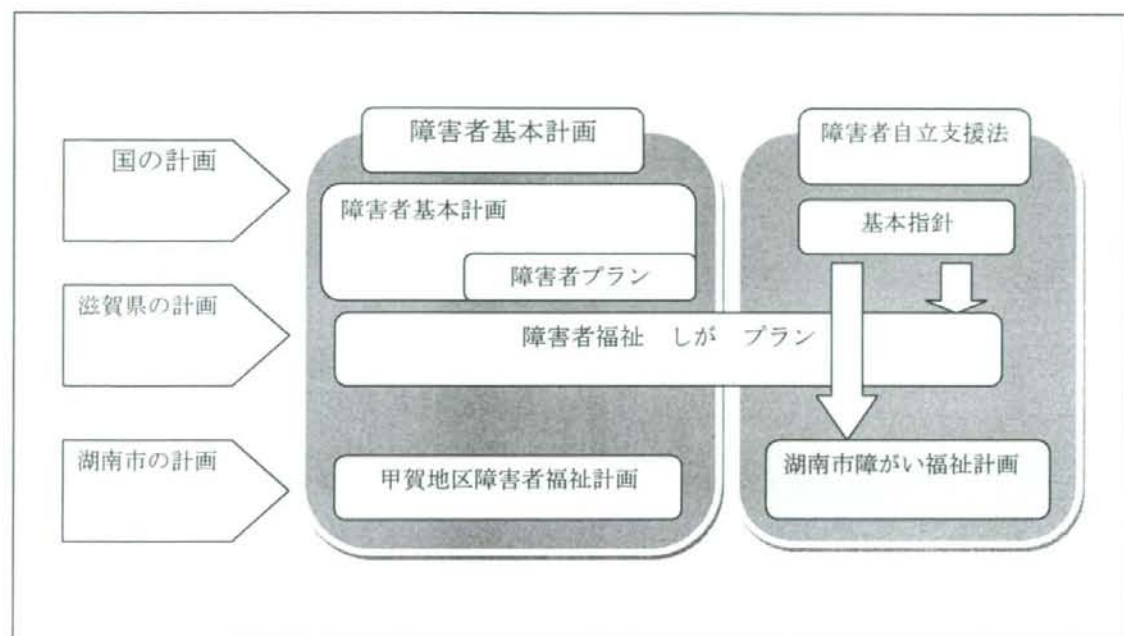


計画の性格

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定する「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の供給体制に関する計画（「市町村障害福祉計画」）」です。

障害者基本法及び「障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援に関する湖南省条例」で定める、「障がい者のための施策に関する基本計画（「市町村障害者計画」）」である「甲賀地域障害者福祉計画」の障がい福祉サービスに関する実施計画の性格を合わせ持ちます。

国、県計画との関係



出所 湖南市障がい福祉計画 （平成 19 年（2007 年）3 月 湖南市 p.3

計画の策定体制

本計画は、学識経験者、障がい者団体の代表者、障がい福祉の事業者などで構成する「湖南市障がい福祉計画策定検討委員会」において検討を行いました。また、当事者のニーズを把握するために、障がい者手帳保持者全員を対象とするアンケート調査を実施するとともに、当事者や保護者との懇談会を開催し直接ご意見をいただきました。

さらに、障がい福祉サービスの担い手である事業者との懇談会を開催しご意見を聴きました。

出所（同上） p.5

5. 障害福祉計画と受託研究

湖南省のように、計画の策定体制が、地域の障害福祉関係者と障害者団体の代表などで構成されている場合は、計画策定のプロセスにおいて、さまざまな発見とネットワークが構築される可能性がある。本来、計画は作るプロセスにおいて重要な役割を果たすものだと考える。しかし、多くの地方公共団体において必ずしもそのようなプロセスを踏んで計画が策定されているとは限らない。

NIRA（総合研究開発機構）の研究成果検索で「障害者計画」として検索した結果をみると、多くの市町村が特定のシンクタンクに計画の作成を研究事業として委託している実態がわかる。計画を立てるための基本となる、障害者の実態調査だけの委託の場合もあるだろうが、計画の策定にすくなくともシンクタンクの力を借りていることは事実だと思われる。

【参考別表】……日本のシンクタンク情報 【研究成果】 検索 結果一覧 ……参照

6. おわりにかえて

計画がどのようなプロセスを経て、どのような人たちによって策定されたかは重要である。その策定方法は、計画の評価において、達成目標の設定とどのように関係しているのか、次年度以降の調査の中で明らかにしていきたい。

<参考文献及び参考ウェブサイト>

内閣府地方公共団体の取り組み

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/chihoutop.html#sesaku>

厚生労働省 障害福祉計画

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/keikaku.html>

図表1 障害者基本法の実施状況

条項	実施状況
(障害者基本計画等) 第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。	・ 政府において、平成14年12月24日、「障害者基本計画」を閣議決定し、国会に報告するとともに、「障害者基本計画の概要」を公表。 ・ すべての都道府県及び指定都市において、障害者計画を策定済み(平成19年度末現在)。障害者計画策定の際には、すべての都道府県及び指定都市において、地方障害者施策推進協議会から意見を聴取。(平成18年度末現在) ・ 平成19年度末現在、全1,799市区町村(指定都市を除く。)のうち1,736市区町村(96.5%)において、障害者計画を策定済み。 ・ 平成18年度末において障害者計画を策定済みである1,667市区町村(指定都市を除く。)のうち、543市区町村(32.6%)において、地方障害者施策推進協議会から意見を聴取。また、1,399市区町村(83.9%)においてニーズ調査を、1,077市区町村(64.6%)において障害当事者からのヒアリングを、1,227市区町村(73.6%)において住民参加を実施。

(注) 障害者施策の在り方についての検討結果について 資料1：障害者基本法の実施状況等 より抜粋。

図表 2 障害者政策の変遷 計画と法及び制度改正のながれ

元号	西暦	計画に関する動き	政策(法と制度)に関する動き
昭和57年	1982年	「障害者対策に関する長期計画」	★「国連障害者の十年」の国内行動計画
平成4年	1992年	「障害者対策に関する新長期計画」	平成5年度から10年間の計画
12月		(上記改正)「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付	
平成7年 12月	1995年	「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」 障害者対策推進本部「市町村障害者計画策定指針」	
平成14年 12月	2002年	「障害者基本計画」が閣議決定 平成15年度から10年間で実行、「重点施策実施5か年計画」が障害者施策推進本部決定	
平成15年	2003年		措置制度一支援費制度
平成16年	2004年	9月(精神保健福祉対策本部)「精神保健医療福祉の改革ビジョン」「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策示す	障害者基本法の改正(障害を理由とする差別の禁止等を内容とする) 発達障害者支援法の制定
平成17年	2005年	都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付	障害者の雇用の促進等に関する法律の改正(精神障害者に対する雇用対策の強化等) 障害者自立支援法の制定
平成18年	2006年	第1期障害福祉計画(1～20年度)市町村等	学校教育法等の改正(特別支援学校の制度化等) 教育基本法の改正(教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定(公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする) 国の指針により「障害福祉計画」作成 18年度末まで ★国連総会障害者権利条約の採択
平成19年	2007年	重点施策実施5か年計画～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組～	障害者施策推進本部決定2007/12/25 ★国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)における「びわこミレニアムフレームワーク」に係る後期5年間の行動指針としての「びわこプラスファイブ」の採択 障害者権利条約の署名(9月)
平成20年	2008年	障害者施策の在り方についての検討結果(障害者施策推進本)6～12月	★障害者権利条約 国連にて発効 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正(12月)

【参考別表】

都道府県及び政令指定都市の障害者計画の策定状況

都道府県 及び指定 都市	基本計画及び実施計画の名称(副題)*基本計画と実施計画を別に 策定している場合は2段書き	策定年月	計画期間 (年度)	数値目標
北海道	北海道障害者基本計画	15.3	15～24	
青森県	新青森県障害者計画(すべての人が人格と個性を尊重し支え合う共 生社会を目指して)	15.3	15～24	○
岩手県	岩手県障害者プラン	13.3	12～22	○
宮城県	宮城県障害福祉長期計画(みやぎ障害者プラン)	17.3	17～22	○
秋田県	あきた2010チャレンジ・プラン改訂版	19.3	18～22	
山形県	第3次山形県障がい者計画(新輝きの福祉プラン)	15.3	15～24	○
福島県	第2次福島県障がい者計画	16.9	16～22	○
茨城県	いばらき障害者いきいきプラン	15.3	15～24	○
栃木県	とちぎ障害者プラン21	15.3	15～20	○
群馬県	群馬県障害者計画(バリアフリーぐんま障害者プラン3)	18.3	18～22	○
埼玉県	埼玉県障害者支援計画	19.3	18～20	○
千葉県	第三次千葉県障害者計画(～誰もがその人らしく地域で暮らすため に～)	16.7	16～20	○
東京都	東京都障害者計画	19.5	18～23	○
神奈川県	かながわ障害者計画 神奈川力構想・プロジェクト51	16.3	16～25	
新潟県	新潟県障害者計画	18.3	18～28	○
富山県	新とやま障害者自立共生プラン(富山県障害者計画)	16.6	16～25	○
石川県	いしかわ障害者プラン2007	19.3	19～23	○
福井県	福井県障害者福祉計画	19.3	19～23	○
山梨県	新たなやまなし障害者プラン(自立と共生をめざして)	16.3	16～25	○
長野県	長野県障害者プラン後期計画	19.3	19～23	○
岐阜県	岐阜県障害者基本計画(岐阜県障害者支援プラン)	17.3	17～21	○
静岡県	ふじのくに障害者プラン21	19.3	19～23	○
愛知県	21世紀あいち福祉ビジョン(自己と自己実現を支える福祉をめざし て) 21世紀あいち福祉ビジョン 第3期実施計画(障害者分野)	13.3	13～22	
三重県	三重県障害者プラン(第四次長期行動計画)	19.3	18～20	○
滋賀県	障害福祉しがプラン(～地域で暮らし、働き、活動することの実現～)	19.3	19～23	○
京都府	京都府障害者基本計画(キラリ☆21～それぞれの明日、京都から 障害者自立支援計画(アクションプラン)	17.3	17～26	○
		16.12	16～	

次ページにつづく

計画の策定状況
前頁よりつづく

都道府県 及び指定 都市	基本計画及び実施計画の名称(副題)*基本計画と実施計画を別に 策定している場合は2段書き	策定年月	計画期間 (年度)	数値目標
大阪府	第3次大阪府障害者計画(人が人間(ひと)として普通に暮らせる自 立支援社会をめざして)	15.3	15~24	○
兵庫県	“すこやかひょうご”障害者福祉プラン	17.11	17~21	○
奈良県	奈良県障害者長期計画2005~ともに生きる~	17.3	17~26	○
和歌山県	紀の国障害者プラン2004(第3次和歌山県障害者計画)	16.3	16~25	○
鳥取県	共に生きる社会を目指して(鳥取県障害者計画)	16.11	16~25	○
島根県	島根はつらつプラン(島根県障害者計画)	15.6	15~24	○
岡山県	岡山県障害者長期計画~第2期実施計画~(自立・選択・共生をめ ざして)	11.4	11~22	○
広島県	広島県障害者プラン(地域で支え合い共に生きる社会をめざして)	16.3	16~25	○
山口県	やまぐち障害者いきいきプラン	15.3	15~22	○
徳島県	山口県障害福祉サービス実施計画(第1期)	19.3	18~20	○
香川県	新徳島県障害者施策長期計画(みんなが輝く地域社会をめざして) 重点施策の実施計画(新徳島県障害者施策長期計画(別冊))	19.3	18~23	○
愛媛県	かがわ障害者プラン(ともに生きるかがわに向けて)[改訂版]	19.3	15~22	○
高知県	愛媛県障害者計画	17.3	17~26	
福岡県	高知県障害者計画(ともに地域で安心して暮らすために)	16.3	15~24	○
佐賀県	新福岡県障害者福祉長期計画	16.3	16~25	
長崎県	ふくおか障害者プラン(前期)	16.3	16~20	○
熊本県	佐賀県新障害者プラン(さがチャレンジプラン)	16.3	16~25	○
大分県	長崎県障害者基本計画(長崎県障害者プラン)	15.6	15~20	○
宮崎県	くまもと障害者プラン(第3期熊本県障害者計画~)	15.3	15~22	○
鹿児島県	大分県障害者基本計画(第3期)	16.3	16~25	
沖縄県	みやざき障がい者安心プラン	19.3	18~25	
札幌市	鹿児島県障害者計画	15.12	15~24	
仙台市	第3次沖縄県障害者基本計画(美ら島障害者プラン)	16.3	16~25	○
さいたま市	札幌市障害者保健福祉計画	15.3	15~24	○
千葉市	仙台市障害者保健福祉計画	19.3	18~23	
横浜市	さいたま市障害者計画	18.3	18~20	○
川崎市	千葉市障害者計画(共生の地域社会をめざして)	18.3	18~22	○
静岡市	横浜市中期政策プラン	14.12	14~18	○
名古屋市	横浜県障害者基本計画	16.3	16~20	○
京都市	新・かわさきノーマライゼーションプラン	16.12	16~22	○
大阪市	静岡市障害者福祉計画	15.11	15~19	○
堺市	名古屋市障害者基本計画	16.4	16~25	
神戸市	名古屋新世紀計画2010 第2次実施計画	16.3	16~18	○
広島市	京都市障害者施策推進プラン(京都市障害者計画)	15.3	15~24	○
北九州市	大阪市障害者支援計画	15.3	15~24	
福岡市	重点施策実施計画	16.1	15~19	○
	第3次障害者長期計画	18.3	18~26	
	神戸市障害者保健福祉計画2010 後期計画	19.2	19~22	○
	広島市新障害者基本計画	19.6	18~24	○
	北九州市障害者支援計画	18.3	18~22	○
	福岡市保健福祉総合計画(障がい者プラン)	12.3	12~22	○

(注) ただし、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけである障害福祉計画を除く。

内閣府ホームページ 地方公共団体の取り組み

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/chihoutop.html#sesaku>

(1) 計画の策定状況【表1-1-(1)】より作成。

 NIRA 総合研究開発機構 National Institute for Research Advancement 日本のシンクタンク情報【研究成果】検索結果一覧			
絞り込み検索		100	検索
90,784件中130件に合致しました。表示件数		100	1 - 100件表示
研究タイトル	研究実施機関	研究終了年	研究の種類
武蔵野市総合計画策定業務	社団法人 地域問題研究所	2008年3月	受託研究
宮原町総合計画策定業務委託	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
鎌倉市総合計画及び総合振興計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
沼津市総合計画及び総合振興計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
沼谷区総合計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
ときわ町総合計画・総合振興計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
白井市総合計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
小川町総合計画・小川町生涯福祉計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
行田市総合計画・総合振興計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
南原町総合計画・総合振興計画	株式会社 アイ・アール・エス	2007年3月	受託研究
鎌倉市総合計画及び総合振興計画策定支援	株式会社 インテージ	2007年3月	受託研究
鎌倉市総合計画及び総合振興計画策定支援	株式会社 インテージ	2007年3月	受託研究
鎌倉市総合計画及び総合振興計画策定支援	株式会社 インテージ	2007年3月	受託研究
豊見城市総合計画及び総合振興計画	株式会社 沖縄計画機構	2007年3月	受託研究
竹富町総合計画及び総合振興計画	株式会社 沖縄計画機構	2007年3月	受託研究
岸和田市総合計画	株式会社 関西計画技術研究所	2007年3月	受託研究
豊前市総合計画	株式会社 関西計画技術研究所	2007年3月	受託研究
相生市総合計画及び総合振興計画	株式会社 関西計画技術研究所	2007年3月	受託研究
島本町総合計画及び総合振興計画	株式会社 関西計画技術研究所	2007年3月	受託研究
安部町総合計画及び総合振興計画	株式会社 関西計画技術研究所	2007年3月	受託研究
石巻市地域振興計画・総合計画策定	株式会社 ぎょうせい総合研究所	2007年3月	受託研究
新栄市地域振興計画	株式会社 ぎょうせい総合研究所	2007年3月	受託研究
鎌倉市総合計画・総合振興計画策定支援業務	財団法人 とくしま地域政策研究所	2007年3月	受託研究
鎌倉市総合計画・総合振興計画策定支援業務	財団法人 とくしま地域政策研究所	2007年3月	受託研究
西海市総合計画及び総合振興計画策定	株式会社 西日本リサーチ・センター	2007年3月	受託研究
東松山市総合計画策定業務委託	財団法人 日本総合研究所	2007年3月	受託研究
千歳市総合計画策定業務委託	株式会社 北海道二十一世紀総合研究所	2007年3月	受託研究
総合振興サービス利用等調査	株式会社 アイ・アール・エス	2006年9月	受託研究
松戸市総合計画見直し基礎調査業務	株式会社 アイ・アール・エス	2006年3月	受託研究
白井市総合計画策定	株式会社 アイ・アール・エス	2006年3月	受託研究
総合計画策定支援	株式会社 インテージ	2006年3月	受託研究
総合計画策定支援	株式会社 インテージ	2006年3月	受託研究
第2次岸和田市総合計画・総合振興計画	株式会社 関西計画技術研究所	2006年3月	受託研究
空堀市総合計画策定のための基礎調査	株式会社 関西計画技術研究所	2006年3月	受託研究
吹田市総合計画等吹田市関連調査の分析等	株式会社 地域計画建築研究所(アルバック)	2006年3月	受託研究
空田市総合計画策定業務	株式会社 日本総合研究所	2006年3月	受託研究
総合振興長期行動計画策定業務	株式会社 日本総研協会総合研究所	2006年3月	受託研究
せたがやノーマライゼーションプラン策定支援	株式会社 明治安田生活福祉研究所	2006年3月	受託研究
鎌倉市総合計画策定支援	株式会社 明治安田生活福祉研究所	2006年3月	受託研究
高士町総合計画	株式会社 アイ・アール・エス	2005年3月	受託研究
八千代市総合計画	株式会社 アイ・アール・エス	2005年3月	受託研究

http://niradb.jp/search/tk2/result1.php?event=keyword[2009/03/18 16:43:37]

次期障害者計画策定のためのアンケート調査	株式会社 インテージ	2005年3月	受託研究
市障害者計画	株式会社 ぎょうせい総合研究所	2005年3月	受託研究
福知山市障害者計画(新)策定に係る支援事業	株式会社 地域計画建築研究所(アルパック)	2005年3月	受託研究
つくば市障害者計画後継計画策定業務委託	株式会社 地域計画連合	2005年3月	受託研究
保健福祉分野における機動的な計画策定のあり方等に関する研究	財団法人 とくしま地域政策研究所	2005年3月	自主研究
平成16年度後継地域福祉計画策定及び次世代育成支援行動計画策定支援事業	財団法人 とくしま地域政策研究所	2005年3月	受託研究
地域福祉計画、児童育成計画、障害者計画策定業務委託	株式会社 北海道二十一世紀総合研究所	2004年12月	受託研究
新緑谷市障害者計画	株式会社 アイ・アール・エス	2004年3月	受託研究
夏井郡障害者計画	株式会社 アイ・アール・エス	2004年3月	受託研究
旗山町障害者計画	株式会社 アイ・アール・エス	2004年3月	受託研究
太宰府障害者計画	株式会社 アイ・アール・エス	2004年3月	受託研究
障害者計画策定	株式会社 インテージ	2004年3月	受託研究
障害者計画策定のための実施調査	株式会社 インテージ	2004年3月	受託研究
町障害者計画策定業務	株式会社 ぎょうせい総合研究所	2004年3月	受託研究
市障害者計画策定業務委託	株式会社 ぎょうせい総合研究所	2004年3月	受託研究
市障害者計画策定調査事業	株式会社 ぎょうせい総合研究所	2004年3月	受託研究
福知山市障害者計画(新)策定に係るニーズ調査事業	株式会社 地域計画建築研究所(アルパック)	2004年3月	受託研究
地域保健福祉計画見直し業務	株式会社 西日本リサーチ・センター	2004年3月	受託研究
鹿沼郡障害者計画	株式会社 アイ・アール・エス	2004年2月	受託研究
徳島市の障害者計画の策定に関する支援事業	財団法人 とくしま地域政策研究所	2004年1月	受託研究
地域福祉計画、児童育成計画、障害者計画策定業務	株式会社 北海道二十一世紀総合研究所	2003年12月	受託研究
福祉総合計画策定	株式会社 インテージ	2003年3月	受託研究
障害者基本計画策定支援	株式会社 インテージ	2003年3月	受託研究
「新大津市障害者福祉計画」策定業務委託	社団法人 システム科学研究所	2003年3月	受託研究
山之内町障害者計画	株式会社 シンクタンク宮崎	2003年3月	受託研究
柏原市新障害者計画	株式会社 地域計画研究所	2003年3月	受託研究
次期障害者計画策定関連調査	財団法人 とくしま総合研究機構	2003年3月	受託研究
三橋町障害者計画	株式会社 西日本リサーチ・センター	2003年3月	受託研究
支援費制度導入準備・障害者計画策定支援委託	株式会社 富士総合研究所	2003年3月	受託研究
新・いわき市障害者計画調査・検討	株式会社 富士総合研究所	2003年3月	受託研究
障害者福祉計画策定	株式会社 富士総合研究所	2003年3月	受託研究
K市障害者計画	株式会社 メソッド	2003年3月	受託研究
地域の障害者計画の目標量算出について	株式会社 関西計画技術研究所	2002年3月	自主研究
春日市障害者計画策定業務	株式会社 地域計画連合	2002年3月	受託研究
障害者計画策定	株式会社 地域社会研究所	2002年3月	受託研究
三橋町障害者計画策定	株式会社 西日本リサーチ・センター	2002年3月	受託研究
六和町障害者計画策定	株式会社 西日本リサーチ・センター	2002年3月	受託研究
基田町障害者計画策定に伴う実施調査	株式会社 西日本リサーチ・センター	2002年3月	受託研究
障害者計画策定	株式会社 インテージ	2002年1月	受託研究
新座市障害者計画策定	株式会社 インテージ	2001年3月	受託研究
群馬県次期障害者計画策定	株式会社 インテージ	2001年3月	受託研究
新宿区障害者計画策定	株式会社 インテージ	2001年3月	受託研究
障害者計画策定調査	財団法人 関西情報センター	2001年3月	受託研究
京橋町障害者福祉計画策定支援	株式会社 シンクタンク宮崎	2001年3月	受託研究
須木村障害者計画	株式会社 シンクタンク宮崎	2001年3月	受託研究
少保町障害者計画策定業務	株式会社 シンクタンク宮崎	2001年3月	受託研究
鎌倉町障害者基本計画策定にかかる実施調査	株式会社 地域計画建築研究所(アルパック)	2001年3月	受託研究

調査委託計画策定業務	株式会社 地域社会研究所	2001年3月	受託研究
高橋町調査計画	株式会社 シンクタンク宮崎	2001年1月	受託研究
調査委託計画策定	株式会社 西日本リサーチセンター	2001年1月	受託研究
下郷町介護保険事業計画・下郷町高齢者保健福祉計画及び調査委託計画の策定	株式会社 アール・ピー・アイ	2000年3月	受託研究
綾町調査計画策定	株式会社 関西計画技術研究所	2000年3月	受託研究
調査委託計画策定に伴う調査委託業務調査	財団法人 関西情報センター	2000年3月	受託研究
新居市調査計画策定	株式会社 社会調査研究所	2000年3月	受託研究
群馬県次期調査委託計画策定に係る調査	株式会社 社会調査研究所	2000年3月	受託研究
高千穂町調査計画策定支援	株式会社 シンクタンク宮崎	2000年3月	受託研究
日之影町調査計画策定支援	株式会社 シンクタンク宮崎	2000年3月	受託研究
五ヶ瀬町調査計画策定支援	株式会社 シンクタンク宮崎	2000年3月	受託研究
湯水村調査計画策定支援	株式会社 シンクタンク宮崎	2000年3月	受託研究

90,764件中136件に含めました。1 = 100件表示



[戻る]

Copyright (c) National Institute for Research Advancement (NIRA)
Copyright (c) 総合研究開発機構 (NIRA)